

日本外交文書

大正五年 第二冊

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となつた。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戦における参戦、ワシントン會議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧洲大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正五年の本書は同年中に展開された中国関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また欧洲大戦関係の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一	袁世凱ノ帝制計画ニ関スル件	一
	附 各地ノ反袁運動状況	八九
二	袁世凱死去後ノ対中国政策ニ関スル件	一三一
三	中国革命派及其他ノ動静ニ関スル件	一八八
四	中国改革借款一件	二二二
五	南潯鉄道ニ関スル件	三六五
六	対中国借款関係雜件	三八二
	一 興亜公司借款	三八二
	二 交通銀行借款	四五三
	三 広東省セメント廠借款	四七七
	四 中日実業株式会社関係借款	四九〇
七	満蒙鉄道借款細目交渉ニ関スル件	四九九
	(四平街鄭家屯鉄道借款)	
八	満洲鉦山関係雜纂	五一六

一 牛心台	五一六
二 天宝山	五三八
三 鞍山站	五四九
四 本溪湖	五五五
九 日中合弁銀行奉天ニ設立計画ノ件	五六一
一〇 鄭家屯ニ於テ日中兩國軍隊衝突一件	五九一
一一 三江口附近ニ於ケル日本守備兵ノ被害一件	七五二
附 南滿洲鐵道沿線守備隊ニ関スル件	七六〇
一二 奉天柳原農場紛争ニ関スル件	七七五
一三 太平寺廟地商租ニ関スル件	七八九
一四 滿洲ニ於ケル宗社党及其他ノ挙事動静ニ関スル件	八五二
附録 日本外交文書大正五年第二冊日附索引	

事項一 袁世凱ノ帝制計画ニ関スル件

附 各地ノ反袁運動狀況

一 一月五日 石井外務大臣ヨリ
在英國井上在露國本野岡大使、在中國日置公
使各宛(電報)

中国公使ヨリ二月上旬帝制実行ニ付日本政府
ノ意向問合セタルニ対シ回答ヲ留保シタル件

第七号 (英國)

第八号 (露國)

第七号 (中國)

十二月三十一日英國大使來訪支那問題ニ談及本大臣ハ雲南
事件ノ前途予見スヘカヲサル今日暫ク形勢ヲ觀望スルノ外
ナカラント述ヘタルニ英國大使ハ本國政府ニ於テモ同様ノ
意見ニテ其ノ趣旨ノ訓電アリタリト答ヘタリ尚一月五日支
那公使來訪二月上旬ヲ以テ帝政ヲ実行シタキ支那政府ノ希
望ニ付重ネテ日本政府ノ意嚮ヲ問ヒタル処本大臣ハ之ニ對
スル回答ヲ留保スル旨申聞置キタリ

(在英井上大使ヘハ「在仏米伊大使ヘ転電」ト附記ノコト)

二 一月六日 幣原外務次官
在本邦露國大使會談

中国帝制ノ実施及承認問題ニ関スル露國ノ態
度ニ付申越ノ件

一月六日露國大使ハ外務次官ヲ訪ヒ左ノ趣旨ヲ述ヘタ
リ

支那帝制問題ニ関シ日英兩國政府ハ雲南事件ノ鎮定スル迄
觀望ノ態度ヲ執リ支那政府最近ノ申入ニ對シテモ暫ク回答
ヲ与ヘサルコトニ意見一致シタル趣ノ処露國政府モ亦今回
同一ノ態度ヲ執ルコトニ決定シタリ但シ露國政府ハ右日英
兩國政府ノ考案ハ単ニ暫定的ノ性質ヲ有スルニ止マリ之ヲ
以テ本問題ノ終局的解決トナサムトスルノ趣意ニハ非スト
諒解ス蓋シ支那政府ハ二月上旬ニ至ラハ四國政府ノ回答ヲ
待タスシテ断然帝制ヲ宣布スルコトトナルヤモ計リ難ク露
国外務大臣ハ今ヨリ此ノ場合ヲ予想シテ之ニ処スヘキ方針
ニ関シ予メ關係國政府間意見ヲ交換スルノ必要ヲ認メ石井